



豊前市農業委員会議事録

- 
- 1 招集日時 平成 31年 3月 11日 14時 00分
 - 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
 - 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について




議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 農地利用配分計画案に関する意見について

議案第 6号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 7号 空き家に付随した農地の指定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 8名
欠席 4名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	欠	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	欠	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成31年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中8名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は6番内藤憲士委員と、7番柏木伸夫委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は11件でございます。11件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から11を、議案書をもとに朗読」全11件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1から3について説明いたします。

通り番1について、場所は道の駅おこしかけの東側の農地です。

譲渡人■■■■■は高齢で耕作管理ができないため、譲受人■■■■■に売買するものです。■■■■■はその付近の農地を耕作しており、特に問題はないものと思われま

す。通り番2について場所は四郎丸団地の北側の農地5筆です。譲渡人■■■■■は名古屋市に在住であり、耕作管理が出来ないので、以前よりその農地を耕作している■■■■■が譲受けるものです。

通り番3について、四郎丸の野地池の約200m南の農地です。譲渡人■■■■■は耕作管理が出来ないため、譲受人■■■■■に贈与するものです。■■■■■は下河内に在住ですが、川内の農地を耕作しているもので特に問題は無いものと思われま

す。以上3件、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1から3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 通り番4から6について説明いたします。

通り番4について、場所は三毛門にあるローソンに隣接する農地です。譲渡人■■■■■は福岡市に在住で耕作管理が出来ないため、付近を耕作している譲受人■■■■■に贈与するものです。

通り番5について、場所は岩岳川沿いのホームセンターに隣接する農地です。譲渡人 [] は高齢で耕作管理が出来ないため、付近を所有する譲受人 [] に贈与するものです。申請地は荒廃地になっていますが、 [] が開墾し管理をしていくとのことです。

通り番6について、場所は三毛門の海岸沿いの農地です。譲渡人 [] は以前申請農地で野菜等の作付をしていましたが、高齢になり管理が出来ないとのことで付近に在住の譲渡人 [] が購入するものです。

以上3件、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4から6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

10番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7について、譲渡人 [] は糟屋郡志免町に在住で耕作管理が出来ないので、譲受人 [] に売買するものです。場所は岩岳川に隣接する梶屋の農地です。 [] は付近を耕作しているため特に問題はないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

通り番8

9番委員発言 通り番8から11について説明いたします。

通り番8と11について、先に説明致します。いきさつは、昔親が言葉で交わしていた事を正式に手続きを行ったものです。

通り番8について、農地は2筆に分かれており1筆は [] の所有、残る1つは譲渡人 [] 所有の農地であります。鳥井田氏が耕作を行っていますが、今回 [] から [] が贈与することで、今後も耕作をしていくものです。

通り番11について、譲渡人 [] 所有する農地は譲受人 [] の耕作している農地と隣接しているため、贈与するものです。

通り番9と10について、譲渡人 [] は埼玉県に在住で耕作管理が出来ないので付近を耕作している譲渡人 [] と [] に売買するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番8から11について、地元委員の説明が終わりま

した。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から11は原案どおり可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から11について原案通り可決いたします。

議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は久路土の西の原公民館の北側の農地です。譲渡人[]の農地を譲受人[]が購入し[]を新築するものです。周囲は住宅地であるため、高速自動車国道等の出入口の周囲概ね300m以内の区域であり特に問題無いと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

8番委員 []は農地を持てるのですか。

事務局 []は農地を所有できません。このあと、議案第3号にも出ますが、[]は当初農地法5条で倉庫を新築するために農地を購入しました。しかし倉庫を建てる必要がなくなったため、事業計画変更申請を提出しています。その後[]が購入するために許可申請が提出されています。

8番委員 わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3条 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は1件でございます。
「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員より説明をお願いします。

通り番3

10番委員 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請人 [REDACTED] は当初倉庫を新築する予定でしたが、倉庫を建てる必要がなくなったため、この土地を [REDACTED] が個人住宅用地として利用するものです。変更することにより周辺地域における農業等に及ぼす影響はないと思われまます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号について、地元委員の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転と利用権貸借の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案どおり可決することにいたします。

議長 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、農地中間管理機構を通じた賃借権設定ですが、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については原案通り可決して県に意見を進達いたします。

議長 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。
「議案第6号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第6号について事務局の朗読と説明が終わりました。事務局の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

事務局より通り番1について説明致します。

3月4日地区審査会終了後に、合河地区の [] と [] と私で現地確認を行いました。敷地内に井戸のようなものがあり、農地は砂利等が多くあり、すぐには農地としての復元は不可能であるのではないかと委員は判断しております。また、20年以上前より隣接する宅地への進入路として利用していたようだとことでした。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第6号の通り番1について、事務局の説明が終わりました。地元委員は非農地として判断しておりますが、その他委員の意見・質問はありませんか。

8番委員 この農地はどのような地形をしていますか。

事務局 現地はほ場整備地区外であり、山付の農地であります。道路との高低差があり農機具は容易に乗り入れが出来ません。

8番委員 進入路として利用されていたという事ですが。幅員は5m位ですか。

事務局 税務課固定資産税係で昔の台帳等でしらべましたが、宅地への進

入路の用途で使用されていたようだと回答でした。幅員は普通の畑でありますので約8m位です。

8番委員 わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第6号非農地証明交付申請の承認について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第7号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案7号の空き家に付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第7号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって3月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 3 / 年 3 月 22 日

議 長 松本克己 

6番委員 内藤 寛 

7番委員 柏木伸夫 

